

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年11月1日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 |
| 根拠条項 | 第34条 第35条 |
| 処分の概要 | 農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令及び農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し |
| 法令の定め | <p>第34条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第35条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第33条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。</p> <p>二 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。</p> <p>※参考</p> <p>第33条 農林漁業体験民宿業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする</p> <p>一 農林漁業体験民宿業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。</p> <p>二 農林漁業体験民宿業と地域の農林漁業との調和を確保するための調整を推進すること。</p> <p>三 農林漁業体験民宿業に関する利用者の苦情を処理すること。</p> <p>四 前三号の業務に附随する業務</p> |
| 処分基準 | 個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準を定めることが技術的に困難であることから、処分基準は設定していない。 |
| 処分担当課 | 農政部農村振興局農村設計課 (電話番号：011-231-4111(内27-873)) |
| 問い合わせ先 | 農政部農村振興局農村設計課 (電話番号：011-231-4111(内27-873)) |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ski/gyouseitetudukihou.htm |